

SB36 サイドイベント傍聴報告

2012年5月21日
海外環境協力センター (OECC)

本傍聴報告は、2012年5月14日～5月25日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第36回補助会合 (SB36) において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：CDM 理事会 Q&A セッション (CDM question and answer session)
- 日時：2012年5月15日 (火曜) 13:15-14:45
- 主催：国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局
- 会場：SAAL REGER (Hotel Maritim)
- プレゼンター：Maosheng Duan 氏 (CDM 理事会議長)、Martin Hession 氏 (同副議長)、José Miguez 氏 (CCS ワーキンググループ議長)、Thomas Bernheim 氏 (方法論パネル議長)、Peer Stiansen 氏 (小規模 CDM ワーキンググループ議長)

■ 概要

冒頭、CDM 理事会の議長 Duan 氏より、CDM 改善に関する作業課題として、審査工程の効率化、環境十全性の確保、地理的不均衡の是正、利害関係者との対話強化、および 2013 年以降の CDM の在り方について、それぞれ以下のような活動報告がなされた。

(1) 審査工程の効率化

- ✓ 標準化ベースライン (standardized baseline) を採択した。
- ✓ リスクベース・アプローチ (DOE の抜打検査等) の導入を決定した。
- ✓ 登録及びクレジット発行作業の効率化を図った。
- ✓ 文書区分を明確にした。
- ✓ DOE による報告を義務づけた。

(2) 環境十全性の確保

- ✓ 標準化ベースラインに関するガイドラインを採択した。
- ✓ 追加性：フィナンシャルベンチマーク、コモンプラクティス、その種で初めての (first of its kind) 概念をそれぞれ導入した。
- ✓ マイクロスケール再生可能エネルギー技術の自動追加性に関する提出・検討手続を採択した。

(3) 地理的不均衡の是正

- ✓ トップダウン方法論の適用を採択した。
- ✓ PoA に関するルール・基準ガイドラインを採択した。

- ✓ マイクロスケールプロジェクトに関する手続を簡素化した。
- ✓ 抑圧された需要 (suppressed demand) 概念に関するガイドラインを採択した。
- ✓ CDM 融資スキームを発足させた。

(4) 利害関係者との対話強化

- ✓ 2012 年作業計画の作成・共有に努めた。
- ✓ 登録・発行チームとの対話機会を設けることを決定した。
- ✓ DNA 向け各種トレーニングを実施することを決定した。
- ✓ 重要性 (materiality) の概念に関するガイドライン案について DOE からの意見収集を行った。

(5) 2013 年以降の CDM の在り方

- ✓ CDM 政策対話 (CDM Policy Dialogue) パネルを通じて、過去 10 年間の活動や経験のレビューや、利害関係者との対話を進めており、2012 年 9 月に今後の在り方についてまとめた提言レポートが発表されることとなっている。

なお、本セッションには、その前の週に開催された第 67 回 CDM 理事会において設置を決定した CCS ワーキンググループの議長 Miguez 氏も出席した。

■ 質疑応答

参加者からは、現在のクレジットの市場価格の低迷、ならびに中国や韓国などで排出量取引制度が導入されることによる CDM への影響や、環境破壊や人権侵害など CDM 実施に伴うリスクについて、理事会の見解を求める質問が多く出された。

Q: クレジットの市場価格の低迷について、何らかの対策が検討されているのか?

A: 価格の下落は、需要の後退が主な要因である。そのため、本問題は、CDM 参加国政府など他の機関における対策が必要であると考え。また、市場価格に基づいて実行可能な収益が見込まれていることが CDM の追加性を証明するために必要であり、理事会としては既に対策を取っていると理解している。

Q: 中国や韓国で導入される取引制度において、CER の利用を認めることが検討されているが、それへの対策は考えられているのか?

A: CER を利用するかしないか、また、利用する場合はどれだけの利用を認めるかなどは各国の制度ごとに自由に決めるべきであり、理事会が指示するものではない。

Q: ある標準化ベースラインが適用された場合、トランザクション費用をかけずにその妥

当性を他の国にも拡大することは可能か？

A: 標準化ベースラインの活用は DOE によって決まる部分が多いと思っており、どう活用していくのかについて DOE の意見を理事会としても待っているところだ。

Q: PoA への複数の方法論を適用した結果起こりうる交叉効果 (cross effect) について、その効果の発生を防ぐためにも、問題を明確化する必要があるのではないか？

A: 新しい方法論 (=未登録方法論) を用いる場合¹には、プロジェクト参加者にその状況を報告することを求めている。

(報告者 : OECC 古宮祐子)

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版 http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_SB36report.html

英語版 http://www.mmechanisms.org/e/relation/details_oecc_SB36report.html

¹ 第 59 回 CDM 理事会において、PoA への複数の方法論を適用する場合に、これまでに登録されたプロジェクトに適用された小規模方法論を組み合わせる場合は基本的に事前承認なしで PoA に適用できることが承認された。ただしプロジェクト参加者はそれぞれの方法論に適用される対策で複合作用や相互的な効果がないこと、もしくは相互的な効果などがあつた場合には CER の計算において控えめ (conservatively) に計算されていることを実証しなければならないとされている。